

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、生活支援員兼介護職員として就労していた。

請求人によれば、入所者全員に対して、一人二役の仕事をしてきたため、膝、腰、肘に痛みが生じてきたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「筋筋膜性腰痛症、両上腕骨外側上顆炎、両臼蓋形成不全性股関節症、両膝内障、両肘部管症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、日々の介護作業の積み重ね等によって、本件疾病を発症したと主張しているところ、当審査会において、改めて一件記録を精査するも、請求人の就労内容は、決定書理由に説示のとおり、引用する上肢作業及び腰痛にかかる認定基準（以下「認定基準」という。）に規定する上肢等に過度の負担のかかる業務及び腰部に過度の負担のかかる業務とは認められず、本件疾病発症前に過重な業務に従事していたとも認められない。

(2) この点、本件疾病と業務との関連について各医師の見解をみると、D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「（関連性）があると思います。」と述べているが、E医師及びF医師は、それぞれ同年〇月〇日付け診断書及び同年〇月〇日付け診断書において、「不明」と述べているところ、G医師は、同月〇日付け意見書において、「業務の因果関係は少ないと考える。」と述べ、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「相当因果関係は認められないと判断する。」と述べている。

当審査会としても、上記請求人の就労内容はもとより、画像診断上、腰椎、両膝、両肘に異常所見が認められないことに鑑みると、G医師及びH医師の意見は妥当であり、請求人の本件疾病と業務との間に相当因果関係があるとは認め難いものと判断する。

(3) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものはいだすことはできなかった。

(4) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は引用する上肢作業にかかる認定基準及び腰痛にかかる認定基準の要件を満たしておらず、業務上の事由によ

るものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。